滋 賀 県 甲 賀 合 同 庁 舎

来客用駐車場舗装修繕業務

入札説明書

令和８年11月

滋賀県甲賀土木事務所

入 札 説 明 書

この入札説明書は、本件業務に係る入札公告による契約に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）および滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号）により、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１ 入札に付する事項

(1) 入札件名：滋賀県甲賀合同庁舎来客用駐車場舗装修繕業務
(2) 契約の内容等：別添仕様書、仕様内訳書および契約書（案）による。
(3) 履行期間：契約締結日から令和９年３月 19 日（金曜日）まで
(4) 履行場所：滋賀県甲賀合同庁舎（滋賀県甲賀市水口町水口 6200）

２ 入札に参加する者に必要な資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者を対象とする。

(1) 施行令第167条の4の規定する者に該当しない者であること。
(2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
(3) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止の措置期間中でないこと。
(4) 滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
・登録業種　　：舗装工事
・対応許可業種：舗装工事
・格付　　：格付三号
・地域要件　　：甲賀市、湖南市、草津市、守山市、栗東市または野洲市に主たる営業所を有する者

３ 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低価格をもって有効な入札を行った者についてのみ入札公告で示した参加資格を有しているかどうかの確認を行う。最低価格の者が参加資格を有していなければ、その者の入札書は無効とし、その次に低い価格の者の確認を行う。

4 契約条項等を示す場所および期間等

(1) 契約条項を示す場所および問い合わせ先

滋賀県甲賀土木事務所経理用地課（〒528-8511 滋賀県甲賀市水口町水口6200）

TEL：0748-63-6153　FAX：0748-63-1504　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：ha32100@pref.shiga.lg.jp

（入札説明書等については、滋賀県ホームページ内の県政情報 ＞ 事業者向け情報 ＞ 入札・売却・指定管理 ＞ 公告一覧（物品・役務）における本件公告の添付ファイルをダウンロードするか、または、上記に示すﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ宛てにメール表題を「滋賀県甲賀合同庁舎来客用駐車場舗装修繕業務_入札説明書等交付請求」とし所定事項を記載した電子メールを送信し、本県において請求メールを受信した後に送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は行わない。

(2) 契約条項を示す期間

令和8年11月13日（金曜日）から令和8年12月3日（木曜日）まで（土曜日、日曜日、および祝日を除く。）の9時00分から17時00分まで（最終日は12時まで）。

5 入札説明会の日時および場所

入札説明会は行わない。

6 現地確認

・入札にあたり現地確認を希望する場合は、甲賀土木事務所経理用地課（担当者）に事前に連絡のうえ、了解を得た後に来所すること。

・なお、現地確認が可能な期間は、令和8年11月13日（金曜日）から24日（火曜日）までの9時00分から16時30分までの間（土曜日、日曜日および祝日を除く。）とする。

7 質問および回答の方法等

(1) 質問方法

質問票（別添様式）に質問内容を記入し、電子メールまたはＦＡＸにより、４(1)に示す場所（メールアドレス）へ提出すること。

なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2) 質問期限

令和8年11月24日（火曜日）12時00分まで

(3) 回答方法

質問票の提出のあった者へ電子メールまたはＦＡＸで回答するとともに、滋賀県ホームページに質問および回答の内容を掲載する。

https://www.pref.shiga.lg.jp/menu/27520.html

(4) 回答期日

令和8年11月26日（木曜日）13時を目途に回答する。

8 入札書の受領期限および提出場所

(1) 受領期限

令和8年12月3日（木曜日）12時00分

(2) 提出場所

滋賀県甲賀土木事務所経理用地課　〒528-8511　滋賀県甲賀市水口町水口6200

9 開札の日時および場所

(1) 日時

令和8年12月3日（木曜日）13時30分

(2) 場所

滋賀県甲賀合同庁舎４階　４Ｂ会議室

（〒528-8511　滋賀県甲賀市水口町水口6200）

10 入札および開札

(1) 入札参加者またはその代理人は、仕様書および契約書（案）を熟読の上、入札しなければならない。

(2) 入札書および入札書に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(3) 入札参加者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別紙様式１）を封筒に入れ、封筒の表に「入札書」と朱書きし、件名を併記すること。

なお、代理人が入札する場合にあっては、入札書提出前に入札権限に関する委任状（別紙様式２）を提出しなければならない。

ア 入札金額

イ 業務名

ウ 履行場所

エ 入札保証金（「免除」と記入）

オ 日付

カ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）および押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

キ 代理人が入札する場合は、委任状を添えた上で当該代理人の住所、氏名および押印

(4) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正はできない。）は、当該訂正部分について押印をしておかなければならな

い。

(5) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

(6) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穏の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めることができる。

(7) 入札参加者またはその代理人の入札金額は、本件業務の他、一切の諸経費を含めて、入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100 分の10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札をした場合において、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

11 保証金

入札保証金および契約保証金については、免除する。

12 郵便等による入札の可否

可とする。

ただし、郵便による入札の送付は簡易書留によること。郵便等（持参含む）による入札の場合、入札書に記載する入札日は、公告日から（再度の入札以降は前回入札の開札日から）入札書提出期限までの日付を記入すること。

13 最低制限価格

本案件は最低制限価格を設定する。滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。なお、滋賀県財務規則の規定により設けられた最低制限価格未満の価格の入札者は失格とする。

14 無効の入札書

入札書で、次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者の提出した入札

15 落札者の決定

(1)滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

16 契約書の提出

落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。なお、契約の締結は、電子契約または書面契約により行うこととし、電子契約による場合には、契約書案の文言に必要な修正を行う。

17 支払条件

前金払および部分払は行わない。

18 その他必要な事項

(1) 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。

(2) 入札参加者もしくはその代理人が本件業務に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人が負担するものとする。

(3) 天変地異その他やむを得ない理由があるときまたは入札執行者が入札の公正な執行支障があると認めた場合は、これを延期し、または取りやめる。この場合における損害は、入札参加者またはその代理人が負担するものとする。

(4) その他本件執行については、地方自治法、施行令、滋賀県財務規則および滋賀県物品買入れ等の一般競争入札執行要領の規定によるものとする。

(5) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。